

富田林市障がい者地域自立支援協議会 代表者会議 委員名簿

	氏 名	備 考
障がい者等及びその家族 (1号委員)	いはいはま 美智子 飯瀨 美智子	富田林市身体障害者福祉協会 会計
委託相談支援事業者 (2号委員)	の はら やすとも 野原 靖智	社会福祉法人 聖徳園 ワークメイト聖徳園 事務長
	とようら あきこ 豊浦 晶子	社会福祉法人 いずみ野福祉会 つじやま相談室 管理者
	やまぐち ひろこ 山口 浩子	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団 四天王寺悲田富田林苑 施設長
	お の よしろう 小野 善朗	特定非営利活動法人 次世代育成・少子化対策研究会 理事
	おくみや としき 奥宮 敏樹	社会福祉法人 桃花塾 成人部 施設長
障がい福祉サービス事業者 (3号委員)	ど い りょうこ 土井 涼子	特定非営利活動法人 あい 地域活動支援センターときわぎ 所長
	しんくま かずし 新熊 一史	社会福祉法人 富翔会 わくわく富田林 施設長
	こじま あきら 児嶋 晃	一般社団法人 富田林医師会 会長
	おかもと やすたか 岡本 泰宜	大阪府立富田林支援学校 校長
	た か だ きよまさ 高田 清將	大阪府立藤井寺支援学校 校長
就労・雇用関係者 (6号委員)	さ さ き ゆきのり 佐々木 由典	河内長野公共職業安定所 統括職業指導官
	まえだ あきこ 前田 晶子	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 南河内南障害者就業・生活支援センター長
権利擁護関係者 (7号委員)	あずま かつあき 東 克明	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会 事務局長
関係行政機関の職員 (8号委員)	はしもと ひろこ 橋本 弘子	大阪府富田林保健所 地域保健課長
学識経験者 (9号委員)	お だ ひろのぶ 小田 浩伸	大阪大谷大学 教育学部 教授
市の職員 (10号委員)	むくはら たけし 棕原 剛	教育総務部 教育指導室 参事
	よしだ ひろし 吉田 裕志	健康推進部 高齢介護課 課長代理
	おざき ゆき 尾崎 有規	健康推進部 健康づくり推進課 参事
	はっとり よしこ 服部 淑子	子ども未来部 子育て応援課 参事
	うめがわ かずたか 梅川 和隆	福祉部 障がい福祉課 次長兼課長
関係行政機関の職員 (アドバイザー)	たけこし ともこ 竹腰 知子	大阪府富田林子ども家庭センター 育成支援課 課長補佐

富田林市要綱第15号

富田林市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び富田林市相談支援事業実施要綱（令和3年富田林市要綱第47号。以下「相談支援事業実施要綱」という。）第9条の規定に基づき設置する富田林市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の障がい福祉に関する包括的かつ予防的なシステム作りに関すること。
- (2) 相談支援事業実施要綱第4条に規定する事業の適切な運営に対する評価に関すること。
- (3) 地域の社会資源の活用方法や開発についての検討に関すること。
- (4) 障がい福祉計画等の策定及び進捗状況等に関する検討、評価に関すること。
- (5) 障がい者等の生活支援に係る困難な事例への対応のあり方に関すること。

(協議会)

第3条 協議会は、代表者会議、実務担当者会議及び事例検討会議で構成する。

- 2 代表者会議は総括的な事項を、実務担当者会議は具体的な事項を、事例検討会議は地域支援力の向上に関する事項等をそれぞれ担当する。

(代表者会議の構成)

第4条 代表者会議の委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命した者で構成する。

- (1) 障がい者等及びその家族
- (2) 委託相談支援事業者
- (3) 障がい福祉サービス事業者
- (4) 保健・医療関係者

- (5) 教育・保育関係者
- (6) 就労・雇用関係者
- (7) 権利擁護関係者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 学識経験者
- (10) 市の職員
- (11) その他市長が必要と認める者

(代表者会議の会長及び副会長)

第5条 代表者会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を招集し、及び会議の議長となる。
- 4 副会長は会長が指名し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(代表者会議の開催)

第6条 代表者会の開催は、原則として年2回とし、会長は必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(代表者会議の委員の任期)

第7条 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(実務担当者会議)

第8条 実務担当者会議の構成員は、第4条各号に掲げる者の中から、実務担当者で構成する。

- 2 実務担当者会議の開催は、原則として年6回とし、相談支援事業実施要綱第4条第1項第3号に規定する障がい者基幹相談支援センター事業機能強化事業の実施について同要綱第3条第2項の規定により委託を受けた事業者が招集し、主宰する。

(部会の設置)

第9条 協議会は、必要に応じて個別課題を整理、検討するために部会を設置することができる。

- 2 部会の構成及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(事例検討会議)

第10条 事例検討会議の構成員は、第4条各号に掲げる者の中から、実務担当者で構成する。

- 2 事例検討会議の開催は、原則として年6回とし、相談支援事業実施要綱第4条第1項第1号に規定する障がい者相談支援事業及び同項第2号に規定する障がい者基幹相談支援センター事業の実施につい

て同要綱第3条第2項の規定により委託を受けた事業者が招集し、主宰する。

(守秘義務)

第11条 協議会の構成員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮り、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に開催する代表者会議は、第5条第3項の規定に関わらず、福祉事務所長が招集する。

附 則 (平成21年要綱第28号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年要綱第23号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年要綱第39号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

富田林市障がい者地域自立支援協議会体系図

